

公募型見積合わせ（オープンカウンター）のお知らせ

栃木県では、契約手続きのより一層の公平性・透明性の確保等を目的に、会計局会計管理課（本庁）で行う物品調達の一部で、公募型見積合わせ（オープンカウンター）を実施しております。

※ 公募型見積合わせ（オープンカウンター）

物品調達に係る見積合わせにおいて、県が見積書を徴取する相手方を特定せず、見積合わせを行う案件を県ホームページ等で広く公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受けて、契約の相手方を決定する方式の見積合わせのこと。

1 対象

会計局会計管理課（本庁）で調達する物品のうち、予定価格が10万円以上160万円以下のものを対象に実施します。

なお、案件によっては、従来どおり会計管理課が見積書を徴取する相手方を特定する方式の見積合わせを行う場合もあります。

2 参加資格要件

見積書提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、次に掲げる参加資格要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。（案件によって業種区分を指定する場合があります。）

➡ 入札参加資格の取得を希望する場合は、下記アドレスから手続きをご確認ください。

ホーム ⇒ 産業・しごと ⇒ 入札・公売 ⇒ 入札参加資格（公共事業以外）

⇒ 競争入札参加資格（物品・役務）について

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/pref/nyuusatsu/sankashikaku/annai.html>

- (3) 栃木県内に本店を有する者であること。（案件によって「栃木県内に本店、支店又は営業所を有する者」とする場合があります。）
- (4) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

※ 上記に定めるほか、物品の性質等により必要な参加資格要件を定めることがありますので、案件ごとの参加資格要件を必ずご確認ください。

3 調達案件の公開

公募型見積合わせ（オープンカウンター）の調達案件は、**火曜日**又は**金曜日**（閉庁日の場合は次の開庁日）に、「オープンカウンターによる物品調達公告」を栃木県ホームページに掲載するとともに会計管理課執務室に掲載します。（公開する案件がない場合には掲載しません。）

➡ 調達案件の掲載ページは、下記アドレスからご覧ください。

ホーム ⇒ 産業・しごと ⇒ 入札・公売 ⇒ 入札・公募（物品調達）
⇒ オープンカウンターによる物品調達公告

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-buppin/index.html>

4 参加方法

公募型見積合わせ（オープンカウンター）は、**電子入札システムを利用したオンラインによる参加及び紙の見積書による参加が可能**です。

それぞれ見積書の作成方法等が異なりますので、注意してください。

5 見積書の作成方法等

(1) 電子入札システムによる見積書提出者

ア 作成方法

電子入札システム上で見積書入力事項を入力してください。

イ 見積書入力事項

見積金額、くじ番号、連絡先氏名、連絡先

ウ 提出期限

提出期限は、原則として案件を公開した日の翌日から起算して**6日目**（閉庁日の場合次の開庁日）の**午後3時**になります。

エ 提出方法

見積書の提出期限までに電子入札システムに入力してください。

オ その他

電子入札システムの操作方法は、別冊「オープンカウンター 電子入札システム 操作マニュアル」をご覧ください。

(2) 紙による見積書提出者

ア 作成方法

公募型見積合わせ（オープンカウンター）実施要領細則様式2に見積書記載事項を記載し、見積書を作成してください。

イ 見積書記載事項

見積年月日、住所又は所在地、商号又は名称、契約等権限者職氏名、見積書発行責任者氏名、担当者氏名、連絡先、案件番号、案件名称、要求課・要求番号、見積金額、くじ番号

ウ 提出期限

提出期限は、原則として案件を公開した日の翌日から起算して**6日目**（閉庁日の場合次の開庁日）の**正午**になります。

エ 提出方法

見積書の提出期限までに持参又は郵送により、会計局会計管理課へ提出してください。

その際は、見積書を封筒に入れ封かんし、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）、案件番号、案件名称を明記の上、「見積書在中」と朱書きしてください。

(ア) 持参の場合 会計局会計管理課に設置する見積書投函箱へ投函

(イ) 郵送の場合 会計局会計管理課に**期限必着（書留郵便に限る。）**

オ その他

見積書様式（公募型見積合わせ（オープンカウンター）実施要領細則様式2）は、全ての案件に共通した様式です。個別の案件名等は記載しておりませんので、参加する案件に応じて必要事項を記載してください。

6 留意事項

(1) 見積金額

見積金額は、消費税及び地方消費税を除く金額としてください。

(2) 積算内訳書の提出

公告により積算内訳書の提出を必要としている場合は、見積書の提出に併せて積算内訳書を提出してください。

なお、積算内訳書の様式は、案件ごとに公開したものを利用してください。

(3) 同等品の可否

公告に記載された仕様と同等以上の機能を有する物品（同等品）による見積書の提出は認めていません。ただし、あらかじめ公告により同等品を認めている場合に限り、指定された期日までに「同等品承認申請書」を提出し承認を得ることによって、同等品による見積書を提出することができます。

7 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とします。

- (1) 要領第4条に掲げる参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 要領第6条から第8条までの規定に反して提出した見積書
- (3) 同じ案件について、同一者が2通以上提出した見積書
- (4) 談合その他不正の行為により提出した見積書
- (5) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭な見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 細則第6条から第8条までの規定に反して提出した見積書
- (8) 他者のICカードを不正に取得し、利用者登録者になりすまして参加した者の見積書
- (9) 契約の相手方の決定の日において有効期限を過ぎるICカードを使用した見積書
- (10) 同一見積者が電子入札システムと紙見積の両方により行った見積書
- (11) 不正な手段により改ざんされた事項が認められた見積書
- (12) ICカードの不正使用等があった場合の見積書

8 契約の相手方の決定等

有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格の見積書を提出した者を契約の相手方と決定し、その旨連絡します。（決定されなかった者に対しての連絡は行いませんのでご了承ください。）

なお、電子入札システムにより見積書を提出した者には、電子入札システムにより「見積結果通知書」を送付します。

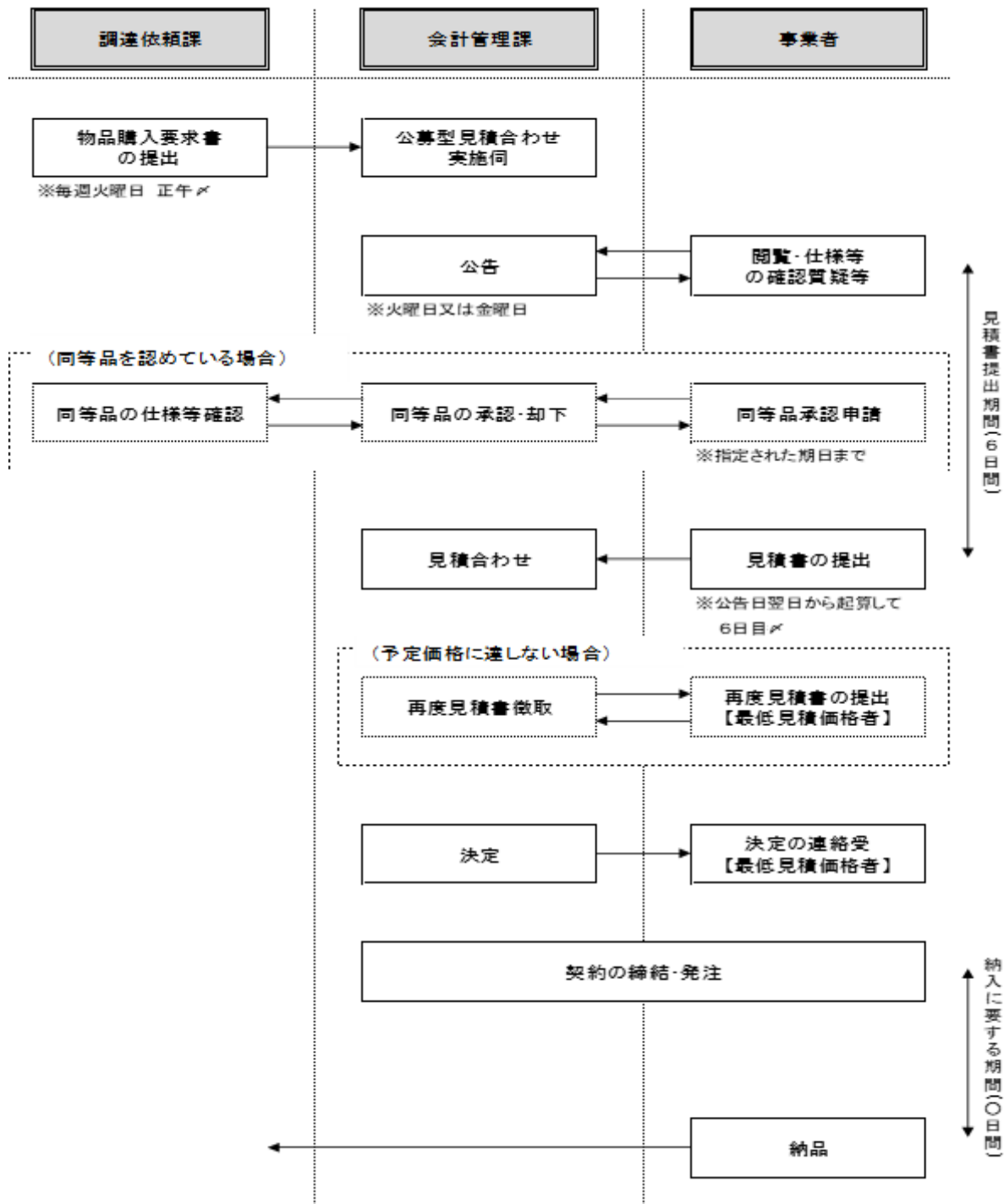
(1) くじによる決定

予定価格の範囲内で最低価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、電子くじにより契約の相手方を決定します。

(2) 契約金額

見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとします。）をもって契約金額とします。

<公募型見積合わせ（オープンカウンター）の流れ>



会計局 会計管理課
 物品調達室
 TEL 028-623-2091
 FAX 028-623-2080